

第 35 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和 2 年 12 月 24 日(木)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番	原田 義一	2 番	岡本 嗣喜	3 番	宮崎 龍生	4 番	徳田 マスエ
5 番	川本 聖光	6 番	松山 純久	7 番	清水 康彦	8 番	中田 善喜
10 番	三浦 博文	11 番	渡辺 弘之	12 番	渡邊 弘登	14 番	青葉 真
16 番	大谷 数義	17 番	佐々岡常喜	18 番	佐々木京子	19 番	玉田 一

2 欠席委員

9 番	林 秀司	13 番	岡本 健治	15 番	柿元 信次		
1 推	前田 正典	2 推	田村 邦麿	3 推	橋本 安延	4 推	三浦 寿紀
5 推	小川 明人	6 推	神田 進	7 推	小松原常雄	8 推	近重 邦昭
8 推	河野 恒弘	10 推	野上 省三	11 推	岡田 勝	12 推	大崎 健太
13 推	小谷 保雄	14 推	岡本 定文			16 推	奥迫 忠幸
17 推	原田 和義	18 推	永見 繁廣	19 推	齋藤 久行		

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長
農林振興課 山本農業振興係長、河野主任主事、
藤井主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 35 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>最近、コロナのニュースが多く、浜田市においても 3 例目となる感染者が 19 日に発生しました。接触者は陰性との公表があり、私たちも感染しないようにマスクや手洗いを徹底して、飲み会にはなるべく出ないということにしたいと思います。国会議員や地方議員が飲み会に参加したというニュースが流れておりますが、お互いに注意が必要だと思います。</p> <p>本日の欠席は、9 番 林委員、13 番 岡本委員、15 番 柿元委員以上 3 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>なお、本日の議事録署名者は、17 番 佐々岡委員、18 番 佐々木委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農業振興地域整備計画変更について、意見を求めます。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>佐々木係長</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業振興地域整備計画の変更について審議のうえ農業委員会の意見をいただきたいと思います。</p> <p>では、農業振興地域整備計画変更について、農林振興課 農業振興係 山本係長から説明させていただきます。</p>
<p>山本係長</p>	<p>失礼します。農林振興課農業振興係の山本と申します。私からは、農業振興地域整備計画変更について説明させていただきますので、よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいているかと思っております。そちらを確認いただければと思います。</p> <p>それでは、変更理由書の内容を説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">(内容説明)</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p>

	どなたか、ございませんか。
3 番 宮崎委員	1 ページの説明で、資料には 2,002 m ² となっていますが、説明は 2,500 m ² ということで、もう少し確認をお願いできますか。
山本係長	1 ページの合計は 2,002 m ² で、4 ページ目をご覧くださいと、整理番号 2 番 47 m ² 、3 番 161 m ² 、4 番は 2 筆の 773 m ² と 1,021 m ² で合計すると 2,002 m ² となります。2,500 m ² ということではありません。
会 長	他にごございませんか。 無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長	議第2号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。 それでは事務局の説明をお願いします。
佐々木係長	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。 お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、82 件、173 筆、268,857 m ² となっております。 申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。 公告日は 12 月 25 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和3年1月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたしま

	す。
会 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。
会 長	他にございませんか。 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長	続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ1段目、ゼンリン位置図は4ページと5ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段から2ページ上段までをご覧ください。申請地は、横山町の田畑です。場所は、美川公民館西分館から約600m北西の下町内です。この申請は、譲渡人から譲受人が親子間の贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は66a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>写真をご覧くださいと、農地として管理されていませんが、いわゆる生前贈与であるため、やむを得ない案件だと思われます。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料3ページ2段目、ゼンリン位置図は6ページ、図面番号②、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は、旭町坂本の田です。場所は、坂本トンネルから約1.3km南西の上ノ谷です。この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕</p>

	<p>作面積は79a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、18番 佐々木委員お願いします。</p>
18番 佐々木委員	<p>先日、永見推進委員と事務局とで現地の確認に行きました。生前贈与ということで、写真を見られるとちょっと管理してない農地になっていますが、仕方がないのかなとも思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、3番 宮崎委員お願いします。</p>
3番 宮崎委員	<p>地図や写真には760㎡と書いてありますが、現場を見るとどう見ても倍あるように思います。譲受人に確認すると、ほ場整備して一枚の田に2人所有者がいるようです。今回、譲渡人が贈与する形で所有権移転されるということを知りました。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p>
16番 大谷委員	<p>宮崎委員から説明があった件で、ほ場整備がなされていて、面積が倍半分というのは腑に落ちないため、後々のために、面積を確認して譲り渡した方がいい様に思います。</p>
局 長	<p>面積が違えば、訂正して処理をしたいと思います。</p>
会 長	<p>その他、ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 8 ページ、図面番号③、現況写真は、2 ページ下段をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は周布公民館から約 730m 東の 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、写真が少し暗くて見づらいですが、すでに耕作道として利用しておられ、今回、譲受人が耕作する田までの農地を道路として取得されるものです。</p> <p>2 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 9 ページ、図面番号④、現況写真は、3 ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町七条の田です。場所は浜田市消防本部金城出張所から約 700m 西の青原です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第 1 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の計画があり、今年 6 月の総会において、農業振興地域整備計画変更により農用地区域から除外されたものです。汚水の排水は個別浄化槽を設置し、雨水対策は既設の側溝に接続するようになっており、また、周囲の農地に対する日照権の影響もないように思われます。</p> <p>3 号について説明します。申請地は、資料 7 ページ 3 段目、ゼンリン地図は 10 ページ、図面番号⑤、現況写真は、3 ページ中段をご覧ください。申請地は、松原町の畑です。場所は浜田郵便局から約 500m 北西の 7 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種住居地域で、農地区分は、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅ですが、11 ページには顛末書が添付されていますとおおり、申請地の一部で車庫が建築されています。すでに周囲にアパートや住宅が建築されている状況であり、隣接地に農地はなく、大きな影響はないものと思われます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 3 件です。</p>

会 長	<p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、私が担当のため、補足説明します。</p>
会 長	<p>先般、前田推進委員と事務局と確認に行きました。写真の車が写っている右側に水田があり、そこに行くための道路を取得されるもので、特段問題はないと思います。</p>
会 長	<p>2号について、12番 渡邊委員お願いします。</p>
12番 渡邊委員	<p>先般、大崎委員と事務局とで現地確認を行いました。事務局の説明のとおりなのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3号について、6番 松山委員お願いします。</p>
6番 松山委員	<p>先日、松山推進委員と事務局とで現地確認を行いました。事務局の説明のとおりなのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 5 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
会 長	<p>ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説</p>

	明をお願いします。
佐々木係長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日より前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料 12 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 13 ページ、図面番号⑥、現況写真は、3 ページ下段から 7 ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町久佐の田畑です。場所は、かなぎウエスタンライディングパークから約 1km 南東の久佐郷です。当該申請地は、平成 10 年より耕作はされていないという案件で、申請人は会社勤めで、他にも耕作される農地を所有されており、この申請地はどうしても耕作できないため、今回、非農地証明をされたものです。</p> <p>2 号は、資料 12 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 14 ページ、図面番号⑦、現況写真は、8 ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の田です。場所は、黒沢郵便局から約 200m 東の黒沢 6 区です。当該申請地は、平成年月日不詳で耕作放棄により資材置場となっている案件です。もともとこの場所と現在残っている農地との間に川が流れており、昭和 58 年の災害により川が溢れて埋まってしまい、現在の地形となったようです。</p> <p>3 号は、資料 12 ページ 3 段目、ゼンリン地図は 15 ページ、図面番号⑧、現況写真は、8 ページ中段をご覧ください。申請地は、旭町坂本の田です。場所は、坂本トンネルから約 1.5km 南西の上ノ谷です。当該申請地は、昭和年月日不詳により耕作放棄地で山林になっているという案件です。</p> <p>4 号は、資料 12 ページ 4 段目、ゼンリン地図は 16 ページ、図面番号⑨、現況写真は、8 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は、岡見駅から約 300m 西の須津 5 区です。当該申請地は、昭和 58 年頃より耕作放棄地で原野となっている案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 4 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、15 番 柿元委員が本日欠席のため、事務局からお願いします。</p>
佐々木係長	12 月 14 日に柿元委員と小谷推進委員と事務局とで現地に行きま

	した。今回、小谷推進委員が携わられて申請に至ったようで、非農地として特に問題ないということでした。
会 長	2号について、10番 三浦委員お願いします。
10番 三浦委員	野上推進委員と事務局と現地確認をしました。説明があったとおり、58年の災害によって埋まってしまい現況のままとなっています。
会 長	3号について、3番 宮崎委員お願いします。
3番 宮崎委員	写真を見てもらうとわかるように、どうしようもない状況なので、よろしくをお願いします。
会 長	4号について、11番 渡辺委員お願いします。
11番 渡辺委員	14日に現地を確認しました。先ほど説明があったように、周りもすべて同じような状況になっています。よろしくをお願いします。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。
佐々木係長	それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告

	<p>いたします。</p> <p>1号は、資料17ページ、ゼンリン地図は18ページ、図面番号⑩、現況写真は、9ページをご覧ください。届出地は、金城町小国の畑です。場所は、小国公民館から約1km南の小国郷です。この届出は、令和3年1月13日から令和3年2月10日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>その他事務局からありましたらお願いします。</p>
局 長	<p>2点ほど、報告させていただきます。</p> <p>1点目は、先般12月16日に閉会しました12月議会において、来年3月からの新しい農業委員さん19名について、議会の同意をいただきましたことを報告いたします。</p> <p>2点目は、その議案質疑の中で、「最近、議会に対して、農業委員会からの活動報告がないので、農業委員の動きが分からない。」との意見がありました。遡って調べましたところ、平成27年3月議会において、当時議員代表で農業委員をしておられた串崎議員さんが、産業建設委員会において報告されたのが最後でありました。直ちに、原田会長、農林振興課と相談いたしまして、次期3月議会において、この1年間の活動報告を行うこととし、議会へもその旨伝えたいところです。従いまして、報告案を2月の総会にてお諮りし、皆様のご承認をいただきたいと思います。</p> <p>以上2点報告でございます。よろしく願いいたします。</p>
佐々木係長	<p>それでは、最後に、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第26号について、しまね農業振興公社から説明させていただきます。</p>
振興公社 植本	<p>(中間管理機構のお礼)</p>
佐々木係長	<p>事務局からは、その他の報告などはありません。</p>

会 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 ほかにはありませんか。 以上を持ちまして、第 35 回総会を終了します。
-----	--

終了 午前 10 時 15 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員